

市・県民税の申告 2月13日(月)～3月15日(水)

問い合わせ：市民税課市民税第一係・TEL内線2343

二月上旬、該当すると思われる方に申告用紙・「市・県民税申告の手引き」などを郵送します。左記の「市・県民税の申告が必要です」に当てはまり、用紙が届かない場合は、市民税課（本庁舎二階）または出張所・連絡所などに用意してある申告用紙を使用してください。

市・県民税の申告が必要な方チェック

はい いいえ

平成十八年一月一日の時点で川越市に住んでいましたか？

市・県民税の課税基準日は、毎年一月一日となっています。

平成十七年一月一日から十二月三十一日までに収入がありましたか？

所得税の納付・還付（医療費控除・住宅借入金等特別控除など）を受けるため、税務署に平成十七年分所得税の確定申告をしますか？

市・県民税の申告は不要です

所得税の確定申告をすることにより、すでに申告が済んでいることとなります。確定申告については、二月十日発行の広報川越をご覧ください。

平成十八年一月一日の時点で川越市内に事務所・事業所・家屋敷を所有していますか？

申告の義務はありません

児童手当・老人医療など福祉関係事務および国民健康保険の資料、非課税証明書の発行に必要となります。申告書裏面（昨年中収入のなかった人の記載欄）を記入し、郵送してください。

収入は給与ですか？

給与以外の収入がありますか？

勤務先（支払い先）から川越市へ、給与支払報告書が提出されていますか？

市・県民税の申告は不要です

市・県民税の申告は不要です

市・県民税の申告が必要です
均等割が課税されます。
申告書の書き方が異なります。市民税課にお尋ねください。

市・県民税の申告が必要です

①平成十八年度市・県民税申告書
②印鑑（認め印可）
③収入のわかる書類（平成十七年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票など）
④昨年支払った社会保険（国民健康保険・国民年金等）の領収書など、生命保険・損害保険の控除証明書、その他控除に必要な書類（身体障害者手帳など）
⑤営業等所得・不動産所得等がある方は収入・経費のわかる帳簿なども、申告が必要となります。
*国民年金保険料の支払金額について控除を受ける場合には、証明書の添付または提示が必要です。

申告・相談の受け付け日程

混雑緩和のため、「市・県民税申告の手引き」にある地区ごとの指定日を利用してください。指定日に都合のつかない方は、近くの会場にお越しください。記載済み申告書の提出のみの方は、〒350-8601川越市役所市民税課に郵送してください。

受付時間：午前9時～午後4時

3月				2月				受付日								
15日(水)	13日(月) ・14日(火)	10日(金) ・11日(土)	8日(水) ・9日(木)	6日(月) ・7日(火)	5日(日)	2日(木) ・3日(金)	1日(水)									
市民会館				霞ヶ関北公民館	霞ヶ関公民館	南公民館	メルト（西文化会館）	山田公民館	農業ふれあいセンター	福原公民館	南古谷公民館	大東公民館	ジョイフル（南文化会館）	高階南公民館	南公民館	会場

*申告がない場合、銀行ローンの借り入れ・市営住宅などの申し込み・保育園入園などに使用する所得の証明は発行できません。

*いずれの会場も駐車場が狭いため、車の来場はご注意ください。

所得税の還付申告

2月6日(月)～3月13日(月)

問い合わせ：川越税務署・TEL2355-9465

この期間は、東上パールビルに還付申告の会場を設けます。昨年中に多額の医療費を支払った場合や、年末調整をしていないなど、一定の要件に合えば還付の申告をすることができます。すでに納めた所得税が戻ってきます。必要な書類を用意し、受付会場にお出かけください。

郵送でも受け付けています

記載済みの申告書は、郵送でも受け付けています。必要書類と共に、〒350-8666川越税務署に郵送してください。

対象

- ①②③の還付を受ける方です。
- ①給与所得者の医療費控除
- ②年金受給者で還付の要件に該当する方
- ③中途退職者などで、年末調整をしていない方

*源泉徴収税額のない方は、還付する金額が生じません。

*①②③以外で還付を受ける方は、川越税務署（並木）で受け付けます。

還付申告の受け付け

直接、会場へお越しください。

●東上パールビル地下一階（脇田本町一五-二三）

受付日時：2月6日(月)～3月13日(月)（土・日曜日を除く）、午前9時～正午

受付日	会場
2月3日(金)	高階南公民館
2月6日(月)	霞ヶ関北公民館
2月7日(火)	大東公民館
2月8日(水)	メルト（西文化会館）
2月9日(木)	霞ヶ関公民館
2月10日(金)	

▼午後1時～3時

*相談は、午前九時三十分からです。
●その他の受け付け会場（左上の表）

受付時間：午前9時～午後4時

申告に必要な物

- (1)必ず持参する物
- ①平成十七年分の源泉徴収票の原本（記載されている住所・氏名が異なる場合は住民票の写しが必要）
- ②印鑑（認め印可）
- ③振込金融機関の口座番号のわかる物（申告者名義の口座に限る）
- ④筆記用具
- ⑤計算用具

東上パールビル

*川越駅西口徒歩一分。駐車場はありません。来場には電車・バスなどをご利用ください。



税理士会からのお知らせ

関東信越税理士会川越支部事務局
TEL246-6188

■無料税務相談

税理士に依頼している方を除きます。

日程…2月4日(土)

会場…メルト（西文化会館）

受付時間…午前9時30分～午後3時30分

■無料税務指導所

税務全般・記帳と決算の指導・税務書類作成の指導など。税理士に依頼している方を除きます（電話で要予約）。

日時…金曜日、午前9時～午後3時

会場…カーニープレイス川越7階（脇田本町14-23）

*電話のかけまちがいに、ご注意ください。

便利でカンタン！ ぜひご利用ください
「国税庁ホームページ」で
申告書を作成して
郵送で提出できます

ホームページアドレス=<http://www.nta.go.jp>

(2)医療費控除による還付を受ける方

①(1)であげた①～⑤

②支払った医療費などの領収書（医療費の支払額を病院別・医療を受けた人別にまとめて集計しておいてください）

③社会保険・共済組合などから補てんされた給付金の金額のわかる物

④生命保険会社などから支払われた入院給付金などがわかる物

(3)年金受給者・昨年中に退職した方

①(1)であげた①～⑤

②昨年支払った社会保険（国民健康保険・国民年金等）の領収書など、生命保険・損害保険の控除証明書、その他

控除に必要な書類

*国民年金保険料の支払金額について控除を受ける場合には、証明書の添付または提示が必要です。

年金説明会を開催します

年金収入のみの方を対象に、年金説明会と申告の受け付けを行います。

時間：①午前10時～正午（受け付け午前9時30分～10時）②午後2時～4時（受け付け午後1時30分～2時）

受付日	会場
1月31日(火)	南公民館
2月1日(水)	市民会館
2月2日(木)	高階南公民館